

(整理番号 418)

大阪地方最低賃金審議会

令和4年度第2回大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和4年8月26日(金)
午後1時55分から同3時10分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者
公 益を代表する委員 2 名
労働者を代表する委員 3 名
使用者を代表する委員 2 名
- 4 議 事
大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨
大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。
 - ・ 労働者代表委員からは、事務局から示された最低賃金の実態調査のデータ等から、まだ賃金を引き上げることが可能であると考えるとともに、人材確保の観点から賃金額を高い水準にし、魅力ある産業にするため等の理由から改正決定の必要性有りとする主張があった。
 - ・ 使用者代表委員からは、資源・原材料の価格高騰や調達難、また円安等の影響が大きく、特に、中小企業は十分な価格転嫁ができず、コスト増加で業績が圧迫されている等の理由から改正決定の必要性無しとする主張があった。全体協議、個別協議が行われたが、労使合意に至らず、次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き改正決定の必要性に係る審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。